平成２９年（フ）第１０２号
静岡市駿河区みずほ５丁目４番地の１　福祉村みずほ、旧住所静岡市葵区羽鳥２丁目22番16号
債務者　望月　千弘
法定代理人保佐人　浅井　裕貴
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４号
滋賀県米原市下多良３丁目52番地　エネッツ米原　102
債務者　北村和美こと　金　　和美
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
兵庫県姫路市網干区余子浜231番地17　ＣＡＬＭＯ網干駅前307号室、従前の住所兵庫県姫路市大津区恵美酒町２丁目24番地　ミキコーポ303号
債務者　竹乃里（竹の里）こと　長谷川竹乃
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２５号
兵庫県加古川市野口町二屋319番地の２　丸沢マンション205号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町古田２丁目６番25号　レオパレス司206号
債務者　鍋田　一男
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６９号
兵庫県姫路市的形町的形740番地７　グレイス102号
債務者　野呂　浩史
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７２号
兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目106番地　ラ・レガッタ都202
債務者　小林　結菜
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８４号
兵庫県姫路市河間町97番地　403号
債務者　八橋　　芳
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１４号
鳥取県米子市上福原１丁目４番28号　Ａ203号、前住所鳥取県米子市上福原３丁目１番33―305号
債務者　石倉　康子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２３号
鳥取県境港市森岡町1130番地の３
債務者　塚澤　大介
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第８８号
熊本市中央区水前寺１丁目15番４―407号　ダイコー水前寺駅通３、前住所熊本市東区錦ケ丘７番８―202号　第３宝生ビル202
債務者　市原　晴美
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９２号
鹿児島県鹿児島市東佐多町2234番地３　市住2303号
債務者　盛田　彰也
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町６番７―23号
債務者　中原　聖耕
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第１１号
岩手県下閉伊郡山田町長崎４丁目13番　ちびっこ公園仮設住宅２―２、旧住所岩手県宮古市和見町９番22号　和見仮設住宅３棟４号
債務者　盛合　昭平
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第４７号
秋田県大仙市大曲上大町５番14号
債務者　清水川成子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第４４号
山梨県南アルプス市江原196番地５　ハイツリバティ201、前住所山梨県南アルプス市小笠原1368番地１　レジデンスヒロ302号
債務者　三村　幾夫
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
名古屋市天白区植田西２丁目706　大昂５201号、住民票上の住所三重県桑名市長島町大倉１番地194（申立時の住所）三重県桑名市新築町56　シングルステージ桑名103号
債務者　エスエーシステムこと　小川　　巖
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係